

札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）新旧対照表（第1条関係）（平成27年10月5日施行）

現 行	改 正 後	備 考
<p>第1条 （省略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>(3)</u> （省略）</p> <p><u>(4)</u> （省略）</p> <p><u>(5)</u> （省略）</p> <p>第3条から第7条まで （省略）</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)から(7)まで （省略）</p> <p>2から4まで （省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（以下省略）</p>	<p>第1条 （現行のとおり）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) （現行のとおり）</p> <p><u>(3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(4)</u> （現行のとおり）</p> <p><u>(5)</u> （現行のとおり）</p> <p><u>(6)</u> （現行のとおり）</p> <p>第3条から第7条まで （現行のとおり）</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は<u>個人情報（特定個人情報を除く。）を当該実施機関以外のものに提供してはならない。</u>ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)から(7)まで （現行のとおり）</p> <p>2から4まで （現行のとおり）</p> <p><u>（特定個人情報の提供の制限）</u></p> <p><u>第8条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。</u></p> <p>（以下現行のとおり）</p>	<p></p> <p>番号法制定に伴う、新たな定義の追加</p> <p>号の繰下げ 号の繰下げ 号の繰下げ</p> <p>対象とする個人情報の範囲の明確化</p> <p>番号法制定に伴う、特定個人情報の提供に関する規定整備</p>